

昨年度からの変更点について

① 介護保険課で取りまとめた情報を全事業所へ提供します。

昨年度までは、各事業所がおとしより相談センターに「災害時事業所状況報告書」及び「安否確認結果報告書」を提出し、訓練が終了しておりました。今年度は、各事業所から報告された内容を区で取りまとめ、翌週1月19日（月）に、「事業所状況一覧」及び「安否確認結果一覧」を全ての事業所（訓練に参加していない事業所も含む）にFAXで送付いたします。FAXを受信した旨の連絡は不要ですが、ご確認いただき、実際の発災時には区からFAXで情報提供されますことをご承知ください。

※訓練においては、報告のあった情報の一部のみを提供いたします。

② 様式2「安否確認結果報告書」に情報提供の同意欄を追加しました。

区から事業所への安否確認の結果提供に伴い、安否確認結果報告書に「個人情報提供の同意」欄を追加いたします。実際に安否確認を行う際には、安否確認結果報告書記載の情報を他事業所に提供してもよいか、利用者に同意を得てください。同意が得られない利用者の情報については、区での活用に限定し、他事業所には提供いたしません。

③ 様式2「安否確認結果報告書」にダミー被保険者情報を記載してください。

昨年度までは、【事業所用】実施の手引きSTEP2において、「介護 太郎」外5名の情報が記載済みの報告書を各おとしより相談センターに送付していただいておりました。今年度は、ダミー被保険者一覧の40名の中から任意の5名を選択していただき、実際に安否確認結果報告書に記載をお願いいたします。その際、可能な限り、ランダムに選択いただきますようお願いいたします。複数の事業所から重複して報告が来た利用者については、区で取りまとめを行う際に、情報を一本化いたします。

④ 区外事業所が報告するおとしより相談センターを指定します。

事業所の所在地ごとに、報告先のおとしより相談センターを以下の通り指定します。

京橋：大田区、品川区、渋谷区、杉並区、世田谷区、港区、目黒区、23区外

日本橋：足立区、板橋区、北区、新宿区、千代田区、豊島区、中野区、文京区、練馬区

月島：荒川区、江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区